社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団の役員及び評議員の報酬等に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の主たる事務所、又は法人が運営する施設等を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員等とは、理事及び監事、並びに評議員のうち常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退職手当及び通勤手当をいう。

(常勤役員の報酬等)

- 第3条 常勤役員の報酬等の額は、別表第1に掲げる額とする。ただし、事業団の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、宮崎県を退職した常勤役員の報酬等の額は、別表第1の2に掲げる額とする。

(常勤役員の報酬の支給)

- 第4条 報酬の計算期間は、月の初めから末日までとし、その支給定日は毎月21日とする。 ただし、その日が日曜日及び土曜日並びに祝日(以下、「休日」という。)に当たるときは、 その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。
- 2 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。ただし、就任日の属する 月の10日を基準日とし、基準日までに就任した場合はその日の属する月の支給定日に支給 し、それ以外は翌月の支給定日に支給する。
- 3 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。
- 4 常勤役員が、死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 5 第2項及び第3項の規定により支給する報酬の額は、第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤役員の賞与の支給)

- 第5条 常勤役員の賞与(以下「賞与」という。)は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれこの適用を受ける常勤役員として在勤する者に対して、別表第2の基準日欄に掲げる基準日の別に応じてそれぞれ支給日欄に定める日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。)に支給する。
- 2 賞与の額は、賞与の基礎額に別表第1に掲げる期間ごとの割合を乗じて得た額に、基準日

の期間における前項の常勤役員の在勤期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて 得た額とする。

3 前項の賞与基礎額は、別表第1に掲げる報酬月額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第6条 非常勤役員等の報酬の額は、勤務半日(4時間未満)につき10,000円、勤務1 日につき20,000円とする。

(役員の報酬等)

第6条の2 役員の報酬等の総額については、別表第4に定める額の範囲内とする。

(旅費)

第7条 役員等の旅費は、職員旅費規程の適用を受ける職員の例により支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準 として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものを除く外、報酬等の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

附則

- 1 この規程は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団役員給与等規程(以下「改正後の規程」という。)第3条の規定は、平成8年10月1日から適用する。この場合においては、この規程による改正前の社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程第2条の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程第3条の規定による報酬の内払いと見なす。

(経過措置)

- 3 平成10年3月に支給される常勤役員の期末手当に関する第4条の適用については、その例によることとされる給与規程第21条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。
- 4 削除

附則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成15年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

常勤役員の報酬等の額

職名	報酬月額	賞与	退職手当	通勤手当
理事長	473,000円	月期1.70	を乗じて得た額(在	宮崎県社会福祉事業団職員給与規程に準じて
常務理事	433,000円	月分、 12月期1. 90月分)	職年数は1年単位とし、端数は月割りにする。ただし、1か	
理事	361,000円	0 0/1/1/	/ る。たたし、17 月未満は1か月に切 り上げる。)	

別表第1の2 (第3条関係)

宮崎県を退職した常勤役員の報酬等の額

職名	報酬月額	賞与	通勤手当
常務理事	310,100円	3.6月(6月期1.7月 分、12月期1.9月分) ※役職加算10%を加え る。	宮崎県社会福祉事業団 職員給与規程に準じて 支給する。

別表第2 (第5条関係)

常勤役員の賞与の支給日

基準日	支給日	
6月 1日	6月 30日	
12月 1日	12月 10日	

別表第3 (第5条関係)

常勤役員の賞与の支給

11,24,00,00,00,00		
在職期間		#1 A
基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	割合
2 箇月	6 箇月	100分の100
1箇月10日以上2箇月未満	5箇月以上6箇月未	100分の80
20日以上1箇月10日未満	3箇月以上5箇月未	100分の60

20日未満	3箇月未満	100分の20
零	零	零

別表第4(第6条の2関係)

役員の報酬等の総額

全理事の報酬等の総額	年額2,500万円
全監事の報酬等の総額	年額30万円